

## 高齢者の資産管理と持続的代理権 —長寿化時代に求められる支援の拡充—

野村 亜紀子

### ■ 要 約 ■

1. 長寿化が進む中で、多くの個人が、高齢期の資産管理により資産寿命の延伸を目指す必要性は高まっている。その際、誰にでも起こりうる認知判断能力低下に対する備えが重要であり、一つの選択肢として、事前取引の代理人を指名し代理権を付与する方法がある。
2. 日本では任意の代理権付与が可能だが、認知判断能力喪失後も代理権を持続させることには問題があるとも指摘されている。その点、米国では統一代理権法（UPOAA）の下で持続的代理権委任状（DPOA）の制度が整備されており、本人の能力喪失後も代理権の効力が持続する。本人が健常なうちに代理人を指名し、預金、証券、保険、不動産、信託など様々な資産について、本人の望む形で権限を付与することができる。代理人は受託者として本人の最善の利益追求等を求められる。
3. DPOA を含む事前の備えの重要性は、米国の金融関連当局も認識しており、一般向けの情報発信等を行っている。一方で、代理人の権限濫用による不正という現実もある。不正を完全に防ぐ手立てはないものの、DPOA の有用性は支持されている模様である。
4. 日本でも、高齢期の資産管理支援の拡充のため、任意代理の制度改善が求められる。米国 UPOAA には、代理人の受託者責任の範囲と損害賠償責任、取引相手となる第三者（金融機関等）の保護、一般個人でも利用可能な法定書式の提示など、日本なりの DPOA 検討に際して参照すべき論点が含まれている。

---

#### 野村資本市場研究所 関連論文等

- ・ 林宏美「米国の後見制度下にある保全資産運用の枠組み—長期分散投資の追求—」『野村資本市場クォーターリー』2016年秋号。
- ・ 竹下智「AgeTech: エイジテック（高齢者×テクノロジー）—日本の最も深刻な社会課題を「産官学+高」で戦略資産に変える—」『野村資本市場クォーターリー』2023年秋号。

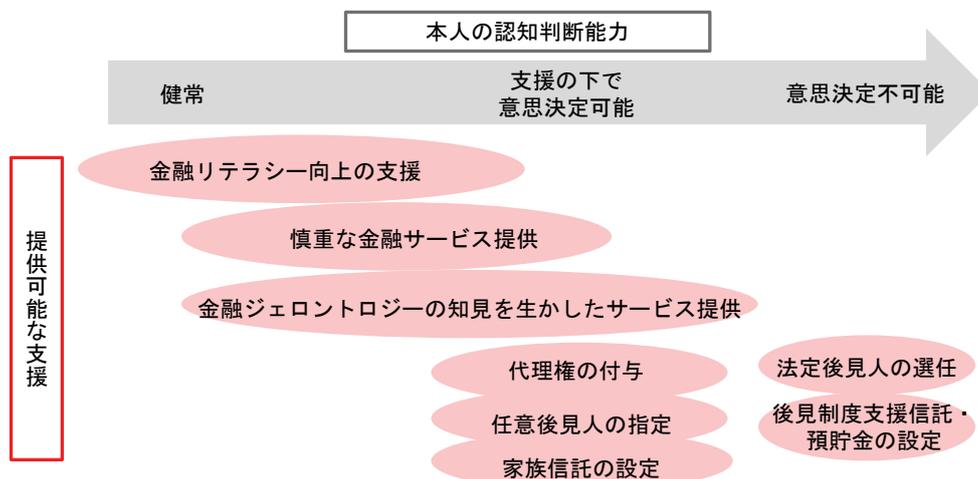
## I 資産寿命延伸に向けた高齢顧客支援

少子高齢化が進む日本社会が直面する課題の一つとして、高齢者の資産管理支援の在り方が浮上している。社会保障制度は持続可能性向上のためにも給付抑制が不可避であり、より多くの高齢者が保有資産を適切に管理し、有効活用する必要性が増している。これは現役時代の資産形成にはない難しさを伴う。例えば、想定外の資産枯渇は回避しなければならないものの、誰も自分の寿命は分からないという、いわゆる長寿リスクへの対応である。また、一般に、高齢期の資産管理においては運用リスクを低く抑えるのが適当とされるが、物価上昇に対応するには一定の分散投資の継続が有用な可能性がある。要は、生命寿命に合わせて資産寿命も延ばす取り組みが求められるが、これは個人・家計にとって難問であり、金融サービス業者による支援が期待される。

さらに、高齢期には、多くの個人が認知判断能力の低下に直面する。高齢顧客を支援する金融サービス業者も、狭義の金融の専門性だけでは不十分となる可能性があり、金融ジェロントロジーの知見を生かした取り組みが進められている。金融ジェロントロジーとは、ジェロントロジー（老年学）の知見に基づき、高齢の個人・家計の金融課題を学際的に研究する学術分野である<sup>1</sup>。

高齢期の資産管理においては、いかに資産の保護と資産の柔軟な活用とを両立させるかが問題となる。高齢者の認知判断能力に合わせた支援を図示したのが図表 1 である（イメージ図であり網羅的なものではない）。

図表 1 高齢顧客支援のアプローチ（イメージ）



（出所）野村資本市場研究所作成

<sup>1</sup> 野村亜紀子・荒井友里恵「米国のフィナンシャル・ジェロントロジーと日本への示唆ー高齢投資家への包括的アプローチの模索ー」『野村資本市場クォーターリー』2015年秋号を参照。

資産の保護を最優先するなら、取引を厳重に管理・制約し、事実上凍結してしまうことが考えられる。本人の意思決定が不可能となった時点で利用される法定後見が、このアプローチである。法定後見は、家庭裁判所が選任した後見人が本人に代わり財産管理を行う制度で、最後の手段として位置づけられるべきものである。一般に、認知判断能力の低下は徐々に進むことを踏まえれば、ここに至る手前の、本人の意思決定を尊重しつつ資産管理を支援する選択肢の充実が求められている。

本稿では、事前の代理権付与というアプローチを取り上げる。日本でも銀行や証券会社での金融取引において代理人の指名は行われているものの、金融機関・業界の工夫や努力だけでは限界があり、制度整備が必要な段階にきていると言える。米国では、後述するように、統一州法の下、持続的代理権委任状（Durable Power of Attorney、以下、DPOA）が利用されている。以下で日米の概況を整理し、米国の制度の日本への示唆を探る。

## II 日本の金融機関における代理人取引をめぐる議論

### 1. 利用が限定的な任意後見制度

日本の金融機関において、取引は口座名義人のみが行うのが原則とされる。本人の認知判断能力が既に失われている状態で利用可能なのが、前述の法定後見制度である。これに対し、本人が健常なうちに他者への代理権付与を行う制度としては、任意後見がある。

任意後見制度は、本人が将来の任意後見人となる者及び委任する内容を公正証書による契約（任意後見契約）で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された内容を本人の代理で行うというものである。実際に本人の判断能力が低下して、家庭裁判所により任意後見監督人が選任された時点で、任意後見が開始される。任意後見監督人は、任意後見人が契約通りに行動しているかを監督する役割を担う。そのため、本人の親族等ではなく第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律・福祉に関わる法人）が選任されることが多い。任意後見人の親族等は、監督人になることができない。

任意後見制度は、法定後見制度に比べれば、本人意思の尊重や残存能力の活用が可能であり、能力制限を伴わない<sup>2</sup>。しかしながら、判断能力低下時に、家庭裁判所に申し立てを行い任意後見開始の手続きを行う必要があり、手続きが複雑な上、任意後見監督人に対する費用負担が継続的に発生する。実際に、任意後見制度の利用は極めて限定的で、制度導入から20年以上を経た2022年末時点の利用者数は、わずか2,739人に留まる<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 任意後見は成年後見制度の理念を最も実現する制度という主旨から、法定後見に対する任意後見優先の原則が定められている。犬伏由子「高齢者の認知機能の低下と法的問題」『金融ジェロントロジー：「健康寿命」と「資産寿命」をいかに伸ばすか』東洋経済新報社、2017年4月。

<sup>3</sup> 任意後見監督人が選任され、現に任意後見契約が効力を生じている人数。最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和4年1月～12月—」2023年3月。法定後見制度の利用者数が同時点で242,348人だったのと比較しても少ない。

## 2. 任意代理権をめぐる議論

高齢化が着実に進んでいく中、金融業界では加齢により判断能力の低下した顧客をいかに支援するかの議論が行われてきた。背景には、上述の法定後見や任意後見など、現在の制度に基づく対応だけでは不十分という危機意識がある。

金融審議会市場ワーキング・グループでもこの問題は取り上げられ、2020年8月の報告書では、認知判断能力や身体機能が低下した高齢顧客への対応の在り方が盛り込まれた。対応策の一つである金融取引の代理については、業界団体における指針策定が期待されること、行政の支援が重要であること等が指摘された<sup>4</sup>。

また、2020年12月には、日本金融ジェロントロジー協会より<sup>5</sup>、代理人による金融商品売却に関する検討結果の報告書が公表された（図表2）。その中で、本人の認知判断能力低下に先立ち、親族等を任意代理人として登録する制度が提言された<sup>6</sup>。現行制度下で可能な範囲で、眼前の課題対応を模索する取り組みと言えた。

2022年7月には、日本証券業協会から、高齢者の資産を子供世代が代理人として運用する「家族サポート口座（仮称）」の提案が行われた。「あらかじめ任意代理の契約書で代理人の権限の範囲を明確化しておくことにより、高齢者やその家族等が法的リスクを気にせず、資産の活用（運用）、承継ができるような環境を構築することが重要」と指摘されている<sup>7</sup>。

図表2 代理取引に関する日本金融ジェロントロジー協会の論点整理

認知判断能力を喪失した顧客の親族等からの、金融商品売却依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「本人のための費用」を支払う目的であること等が確認できれば、売却依頼に応じても良いのではないか</li> <li>・ただし、親族等による不正防止の観点から、本人の医療・介護関連費用や生活費目的に限定、リスクの大きさに応じて複数の親族等からの依頼を求め、等の対応を行う</li> </ul>
認知判断能力の低下前に、親族等を任意代理人登録する制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の認知判断能力が低下・喪失した後は任意代理人を監督する者がいないことや任意代理人による権限濫用のリスク等について説明したうえで、任意代理人を登録してもらおう</li> <li>・金融機関は、任意代理人による不正防止の観点から、一定金額以上の売却、一定回数以上の売却の場合は、資金使途を確認し、場合によってはエビデンスを求める</li> </ul>

（出所）日本金融ジェロントロジー協会 法人特別会員ワーキング・グループ報告書「認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方」の概要、2020年12月23日

<sup>4</sup> 「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—」2020年8月5日。  
<sup>5</sup> 日本金融ジェロントロジー協会は、金融ジェロントロジーの知見に基づき、高齢社会において必要とされる金融サービスや制度の開発、知識・情報の普及等に取り組む中立的な組織として、2019年4月に設立された。  
<sup>6</sup> 全国銀行協会からも、2021年2月に「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」、2022年5月に「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」が公表されている。  
<sup>7</sup> 日本証券業協会「中間層の資産所得拡大に向けて～資産所得倍増プランへの提言～」2022年7月20日。

一般に、任意代理権の付与は、民法の規定等に基づき、本人が委任者、財産管理の委任相手を受任者とする委任契約を締結することで可能である。委任者の認知判断能力喪失は、代理権の消滅事由とはされておらず、したがって意思決定能力喪失後も当該委任契約に基づく任意代理権は消滅しない、すなわち「持続的」であると解されている。もっとも、本人の能力喪失後は、本人が代理人（受託者）の行動を監視し、必要であれば契約解除を行うといったことができない。能力喪失後も代理権の存続を認めるのは問題であるとも指摘されている<sup>8</sup>。DPOAの制度が整備された米国の状況とは異なると言える。

### Ⅲ 米国の DPOA<sup>9</sup>

米国にも後見制度はある。裁判所が後見人を選任し、当該後見人が本人に代わり財産管理等を行うが、①本人が自己決定権を失う、②裁判を経て開始されるため手続きに一定の時間がかかり、既に支援を必要とする場合に間に合わない、③費用が高い上に後見人にとっても負担が大きい、④日本と異なり米国では公開の裁判手続きを経るため様々な事情があからさまになる、といった問題がある<sup>10</sup>。米国では、後見制度を回避するために一般的に利用される方法として DPOA が位置づけられている。

#### 1. DPOA とは

DPOA は、本人が自身の代理人を指名し、指定された取引を手掛ける権限を付与する委任状である。本人が法的な資産管理能力を喪失した後も、当該取り決めの有効性が持続する。ただし、DPOA 作成時には、本人が法的な能力を有する必要がある。

DPOA は即時発効とするのが一般的だが、本人の法的な能力喪失時に初めて発効するという設定も可能である。その場合、発効のトリガーイベントを定める必要があり、典型的なのは、DPOA に記載された医師による能力喪失の証明である。財産の名義変更は行われず、また、持続的代理権は高齢者本人の死亡時に効力を喪失するので、別途遺産関連の手続きが必要となる。

DPOA は、代理人に対し幅広い権限付与が可能であり、十分に信頼できかつ能力的に責任を負担できる人物を代理人として選ぶことが必要不可欠となる。DPOA の対象範囲を制限する、共同代理人を指名する、資産ごとに異なる代理人を指名するなどで、代理人への権限集中を抑制する方法もある。銀行預金、証券口座、保険契約、不動産所有権、信託、退職プラン口座、アニュイティなどについて一括または個別に権限を設定することができる。本人に法的能力がある限り、DPOA を撤回したり新たな代理人を指名したりもできる。

<sup>8</sup> 樋口範雄・佐久間毅編『現代の代理法』弘文堂、2014年。

<sup>9</sup> 本章の内容は、樋口範雄『アメリカ高齢者法』弘文館、2019年、Lawrence A. Frolik & Richard Kaplan, “Elder Law in a Nutshell 7 ed.,” West Academic Publishing, 2019を参照した。

<sup>10</sup> 樋口範雄『アメリカ代理法 [第2版]』弘文堂、2017年。なお、米国では後見制度下の資産管理においても、後見人は慎重な投資家として分散投資の検討を求められる（林宏美「米国の後見制度下にある保全資産運用の枠組み—長期分散投資の追求—」『野村資本市場クォーターリー』2016年秋号を参照）。

## 2. 2006年統一代理権法の概要

DPOA は、連邦法ではなく州法に基づき作成されるが、DPOA に関する統一州法が制定されている。統一州法とは、各州の法律の中で統一されるのが望ましい分野について、統一州法委員会（Uniform Law Commission）により作成されるものである<sup>11</sup>。実際に効力を持たせるには、各州の議会において同様な内容の法律を成立させる必要がある。

DPOA に関する最新の統一州法は、2006年統一代理権法（Uniform Power of Attorney Act (2006)、以下、UPOAA）である。1979年の統一持続的代理権法（Uniform Durable Power of Attorney Act）及び1987年の同法改正法、1988年の統一代理権法定書式法（Uniform Statutory Form Power of Attorney Act）を経て制定された。2023年9月時点で、30州とワシントン DC が UPOAA と同じあるいは実施的に同じ法律を施行している。また、7州と1自治領が、旧バージョン（1979年または1988年の統一州法）と同じ内容の法律を施行しており、そのうち1州では、現在 UPOAA と同じ内容の法案が議会に提出されている<sup>12</sup>。

UPOAA は、4つの章から成る。概要は図表3の通りである。

第1章には、本人、代理人、代理権、持続的、能力喪失といった用語の定義、持続的代理権の発効と終了、同法に基づく代理権委任状は原則持続的であること、医療の意思決定に関する代理権は含まれないこと、代理人の義務などが規定されている。

第2章は、代理人に認められる権限の範囲及び対象資産に関する規定である。

第3章では、弁護士及び一般の人々による使用を想定した書式と、代理人の認証（後述する）に関する書式が定められている。

第4章は、UPOAA と他の法律あるいは従前の代理人権限との関係等、その他条項から成る。

DPOA の制度において、最も重要な論点の一つが、代理人の義務、及び、その義務を果たさなかった場合の措置と言える。また、取引相手となる金融機関等の第三者に対し、DPOA を信頼して取引しても問題ないことを示すのも重要である。次節で、UPOAA の、代理人の受託者責任及び賠償責任に関する規定、第三者の責任範囲の限定及びDPOA の受け入れに関する規定を概説する。さらに、幅広い利用促進の観点から用意された、DPOA の法定書式（雛形）も紹介する<sup>13</sup>。

<sup>11</sup> 代表的な統一州法として、統一商事法典（Uniform Commercial Code）、統一死体提供法（Uniform Anatomical Gift Act）、統一営業秘密法（Uniform Trade Secrets Act）などがある。

<sup>12</sup> Uniform Law Commission ウェブサイトより。

<sup>13</sup> UPOAA には条文に対するコメントが記載されている。それらの内容も参照した。

図表3 UPOAAの概要

項目	概要
第1章 一般規定	
用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人:代理人に権限付与する個人</li> <li>代理人:本人に代わり行動する権限を付与された個人</li> <li>持続的:本人の能力喪失により終了しない</li> <li>代理権委任状:本人に代わり代理人に権限付与する文書や記録</li> <li>能力喪失:情報の受領・処理や意思決定が技術的支援を得ても困難等の理由で、個人が資産や事業の管理を行えなくなる事</li> </ul>
代理権の発効	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が将来の日付や出来事による発効を特定しない限り代理権は即時発効</li> <li>将来の出来事による発効の場合、本人は決定者を指名できる。能力喪失による発効だが決定者が指名されていない場合、医師、弁護士、裁判官、適切な政府職員などが決定する</li> </ul>
代理権の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の死亡、持続的代理権でない場合は本人の能力喪失、本人による撤回、代理権の目的達成、代理人の死亡・能力喪失・辞任等</li> </ul>
代理人の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>DPOAの内容に関わらず、本人の最善の利益追求、誠実に行動すること、DPOAの範囲内で行動すること</li> <li>DPOAに別途の規定がない限り、忠実義務、利益相反回避、注意義務、記録保持義務、医療に関する決定者との協力、遺産計画の保持の努力など</li> <li>義務を履行している限り代理人自身も利益を得ること自体は違反とならない</li> <li>専門性に基づき代理人に指名された場合は当該専門性に基づき義務を履行しているか考慮される</li> <li>義務を履行していれば資産価値が下落しても責任を問われない</li> <li>代理人が第三者に権限移譲した場合、選定・監督の責務を果たしていれば第三者の行動の結果について責任を問われない</li> </ul>
法的救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所に対し DPOA の解釈や代理人の行為の調査と適切な救済を請求できる主体を列挙:本人、代理人、後見人、保全人、医療に関する意思決定権者、本人の配偶者・親・子孫、相続人と想定される者、遺産の受益者、本人の福利保護の権限を有する政府機関、本人の介護者または本人の福利に対し十分な関心を有する者、DPOAの受け入れを求められた者</li> </ul>
代理人の賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令違反の場合、代理人は、違反がなければ生じなかったであろう損失を回復し、本人が負担した弁護士費用等の関連費用を負担する</li> </ul>
第三者による受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>DPOAを提示され、善意で受け入れた第三者に対する保護規定</li> <li>第三者は代理人の認証を求める権利を有する</li> <li>第三者は原則としてDPOAを受け入れなければならない</li> </ul>
第2章 権限	
代理人に付与される権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>DPOAに明確な記述がある場合のみ代理人に付与可能な権限について。信託の設定、贈与、遺族の権限設定、受益者の設定、本人がアニュイティや退職プラン受益者となることの権利放棄などが含まれる</li> <li>本人の資産の散逸や遺産計画に影響を及ぼしうることを踏まえた、贈与に関する追加的な制限</li> <li>本法規定の、DPOAへの参照方式による組み込み、本人による修正について</li> <li>不動産、動産、各種金融資産など対象資産に関する代理権の内容</li> </ul>
第3章 法定書式	
DPOAの法定書式	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士及び非専門家による利用を想定した法定書式。利用は任意</li> <li>本人及び代理人に対する留意事項(重要情報)を記載</li> <li>本人が代理人に権限付与する資産を選択し指定。特別な指示も記述可能</li> </ul>
認証の書式	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者からの要請に対応する、代理人の認証の書式</li> </ul>
第4章 その他条項(省略)	

(出所) Uniform Power of Attorney Act (2006)より野村資本市場研究所作成

### 3. 代理人の受託者責任に関する規定

#### 1) 代理人の義務の考え方

UPOAA は、図表 3 にある通り、代理人の受託者責任について規定している。

代理人は、本人の合理的な期待が知らされている場合は、期待と一致するよう行動すること、知らされていない場合は本人の最善の利益を追求することが求められている。仮に本人の期待が代理人の義務に関する規定と矛盾する可能性をはらむ場合、本人が DPOA に期待の内容を明記し、利益相反の懸念を除いておくことが推奨されている。本人の意思決定を可能な限り優先するという考え方が見て取れる。

一般に、受託者の忠実義務については、受益者のみの利益 (sole interest) を考慮し利益相反の完全な回避を求める考え方が適用されるが、UPOAA では最善の利益 (best interest) の追求に留められている。現実問題として、高齢期の資産管理支援においては家族が代理人になる場合が多く、利益相反を内包せざるを得ないことへの対応が図られている。

#### 2) 誠実に行動すれば責任を問われないことの明示

誠実に行動する代理人は、遺産計画を維持できなかったことについて責任を負わないこと、注意義務を果たし本人の最善の利益のために行動する場合、代理人がそれにより自身の利益を得たからといって責任を問われることはない旨が規定されている。代理人による報酬の受領については、代理人は、本人のために負担した費用及び報酬を合理的な範囲で受け取る権利があると明記されている。

また、本人に対する義務違反がない限り資産価値が減少しても責任を負わないこと、代理人が他者に権限委譲し当該人物が判断ミス等を犯しても、その者の選定及び監督において注意義務を果たしていれば、代理人が責任を問われることはない旨も規定されている。

#### 3) 取引記録の開示義務と裁判所による救済

代理人は、本人の代理で行った取引について記録を保持し、裁判所命令、本人・後見人・他の受託者・本人の福利 (welfare) 保護の権限を有する政府機関からの要請、代理人が死亡した際は後継者等から開示請求があった場合、30 日以内に提出する必要がある。他方、それ以外からの要請については、基本的に開示義務はないと規定されている。これは、本人が健常なうちは金融取引の開示先を本人がコントロールすべきであり、本人の能力喪失後はそのコントロール権が代理人に引き継がれるという考え方に基づく。

一方、代理人による不正を察知し、本人を金融虐待から保護する目的で、裁判所による調査と救済を請求できる主体が列挙されている。同規定には幅広い主体が含まれており (図表 3)、本人の福利に十分な関心を有する者であれば請求が可能とされて

いる。金融面のプライバシーに関する配慮と、代理人の不正防止・本人の保護とのバランスを取ることが企図されている。

#### 4) 代理人の賠償責任

義務違反を犯した代理人は、違反がなかった場合への原状回復と、それに要した弁護士費用等の弁済の義務を負うと規定されている。さらに、他の法令により求められる責任追及と排他的でない、すなわち、別途の民事または刑事の制裁もあり得る旨が明記されている。

### 4. 代理人との取引を行う第三者（金融機関等）に関する規定

UPOAA では、金融機関等の善意の第三者が、DPOA の内容や有効性を信じて行った取引についての保護規定を定めている。その上で、第三者に対しDPOAの受け入れを原則として義務づけ、同時に、受け入れ拒否が可能なケースも示している。

#### 1) 第三者に対する保護

第三者に対する保護規定が適用されるのは、確認済（acknowledged）DPOA に限られる。確認済DPOAとは、公証人等により検証された（verified before a notary public）委任状である。

仮に善意の第三者が、確認済DPOAの、本人の署名や内容に関する非合法、無効、不適切を知らずに受け入れた場合、あたかも当該DPOAが合法、有効、適切であったものとして依拠して構わない旨が規定されている。

また、第三者が、代理権の有効性と代理人であることの認証（certification）や、外国語での記述を伴う場合の英語訳、法律意見を要求し、それらに依拠しても構わない旨が規定されている。

#### 2) DPOA 受け入れの義務化

上記のような保護規定を設けた上で、UPOAA では、第三者に確認済 DPOA を原則として受け入れることを求めている。具体的には、第三者は、確認済DPOAの提示から遅くとも7営業日までに、当該DPOAの受け入れまたは認証・翻訳等の依頼を行わなければならない。そして、認証・翻訳等の受領から遅くとも5営業日までにはDPOAを受け入れなければならない、DPOAに規定された内容について追加のDPOAを要求してはならないとされている。

第三者が上記に違反しDPOAの受け入れを拒否する場合、DPOAの受け入れを指示する裁判所命令を受けることとなる。また、DPOAの有効性の証明及び受け入れに要した弁護士費用等も負担が求められる。ただし、下記に該当する場合はDPOAを受け入れなくても良い旨が規定されている。

- 同様な状況下で、本人との取引に応じる義務がない
- 取引に応じることが連邦法との不整合を引き起こす
- DPOA または代理人の権限の失効について実際に知っている
- 認証や翻訳の要請が拒絶された
- DPOA が無効、または代理人が権限を有しないと誠実に信じている
- 成人保護サービス機関に対し、本人が代理人により虐待されているかもしれないと通報した、または別人が通報したことを実際に知っている

## 5. 法定書式（雛形）に関する規定

UPOAA では、DPOA の書式が雛形として提供されている。当該書式を使用するかどうかは本人の自由だが、共通の内容・理解の下でDPOAが作成されることによる利便性の向上が期待できる。実際、イリノイ州やニューヨーク州ではDPOAの法定書式が従前より存在し、広く利用されている。

UPOAA の法定書式には以下の事項が含まれる。

- 本人への注意事項：代理権付与の影響、信頼する相手を選定すべきこと、代理人は合理的な報酬を得る権利があることなど
- 代理人の指名：名前、住所、電話番号
- （オプション）後継代理人の指名：第一後継者、第二後継者
- 一般的な権限付与：権限付与する財産を指定。不動産、動産、株式・債券、預金、保険、信託、退職プランなどが列挙されており、権限付与したい資産にイニシャルを付すことで指定する。「上記全て」という選択肢もある
- （オプション）個別的な権限付与：生前信託、贈与、受益者としての権利、遺族年金の権利放棄、電子通信へのアクセスなどで、権限付与したい財産を選択する。真に権限付与したいもののみ選択することという説明文が付されている
- 親族以外の代理人に対する権限の制約：例外規定の指示がない限り、代理人自身の利益のために本人の財産を使用することの禁止
- （オプション）例外を規定する特別指示
- 発効日
- （オプション）保全人または後見人の指名
- 終了・無効を知らない限り、本委任状に依拠することが可能であること
- 署名：本人、公証人、公証人による確認日
- 代理人の義務に関する注意事項：代理人の義務、権限終了、賠償責任など

UPOAA の法定書式を使用すると、同法の条文内容が参照方式で組み込まれることになる。例えば、代理人に権限付与する資産として「株式・債券」を指定した場合、UPOAA の該当条文の内容が組み込まれ、代理人に対し、株式・債券の売買、口座の開設・変更・

閉鎖、担保による借り入れ、所有に関する証書の受け入れ、議決権の行使、などを行う権限を付与することとなる。

UPOAA では、前述の、第三者からの認証の要求に対応するための法定書式も提供されている。代理人が、本人が存命であり自身が代理人として指名されたことなどを、偽証罪による処罰の対象という認識の下で、認証するという内容である。

## IV DPOA の利用状況と課題

### 1. 利用状況

DPOA の利用状況に関する網羅的な把握は難しいが、サーベイ調査等から概況を推察することはできる。図表 4 に記載した調査によれば、年齢が高くなるほど DPOA の利用が進む模様であり、70 歳以上は 40% 超が作成済みという結果も見られた。

図表 4 DPOA の利用状況

調査名	結果概要	調査対象
Federal Reserve Board (2013) <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人を指定する委任状を作成済みなのは、40 歳以上の 25.5%</li> <li>年齢と共に作成済みの割合は上昇し、70 歳以上では 46.0% が作成済み</li> </ul>	2012 年 12 月実施。RAND American Life Panel 登録者のうち 40 歳以上の個人 1,821 名が回答
Carvalho, Kapteyn and Saw (2015) <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回答者の 21% が委任状(書面)を作成済み</li> <li>年齢と共に上昇し 70 歳以上は 49% が作成済み</li> <li>作成済み回答者が代理人として指定したのは、配偶者またはパートナーが 54%、その他の家族または友人が 40%。70 歳以上では配偶者またはパートナーが 39%、その他の家族または友人が 60%</li> </ul>	2015 年 4 月、南カリフォルニア大学 Understanding America Study パネルを用いて Financial Management Survey を実施。18 歳以上の個人約 1,650 名が回答
Merrill Lynch and Age Wave (2019) <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>55 歳以上の成人で DPOA を作成済みなのは 33%、遺言が 55%、医療事前指示書が 41%</li> <li>3 つ全て作成済みと回答したのは 18%</li> </ul>	2018 年 9 月実施。Kantar Lightspeed Panel 登録の 55 歳以上の個人 3,000 名以上を対象に実施、年齢分布を補正
Vanguard (2021) <sup>4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象の 75% が遺言、71% が委任状を作成済み</li> <li>年齢に伴い上昇し、85 歳以上は 87% が遺言、89% が委任状を作成済みと回答</li> </ul>	2020 年 7 月、8 月実施。Vanguard Research Initiative パネル登録者(55 歳以上、バンガードに資産が 1 万ドル以上あり過去 6 ヶ月にオンラインで口座にアクセスした個人)のうち 2,489 名が回答

- (注) 1. Federal Reserve Board, "Insights into the Financial Experiences of Older Adults: A Forum Briefing Paper," July 2013.  
 2. Leandro Carvalho, Arie Kapteyn, and Htay-Wah Saw, "How Americans Manage their Finances," *CESR-Schaeffer Working Paper Series*, No. 2015-020.  
 3. Merrill Lynch and Age Wave, "Leaving a legacy: A lasting gift to loved ones."  
 4. Anna Madamba, "The risk of cognitive decline: Investors' perception and preparation," Vanguard Research, August 2021.

(出所) 注に記載の各資料より野村資本市場研究所作成

個人が DPOA の利用を決定するに当たり、どの程度の費用が発生しうるのかは重要な判断材料である。DPOA の作成費用は、弁護士のサービスを利用するかどうかで大きく異なる。弁護士に依頼すれば、自身の意思を的確に反映し、法的に正確な文書を作成することができるが、一般に数百ドルといった費用が発生する。資産の内容や代理人・家族等との関係がシンプルで、そこまで高度なサービスは不要と考えるなら、より低コストのオンライン法務サービス業者や、無料で書式をダウンロードできるサイトを利用することもできる<sup>14</sup>。

公証人の確認・認証を得るとその費用も発生する。費用の水準は州により異なるが、数ドルから十数ドル程度と見られる<sup>15</sup>。前述の通り、UPOAA において第三者の保護規定が適用されるのは、確認済 DPOA に限られることを踏まえると、金融機関等による DPOA の受け入れを確保する観点から、公証人の認証を得ることは重要と考えられる。

## 2. 利用促進の取り組み

事前準備のないまま個人の認知判断能力が低下し、金融取引ができなくなるような事態を回避する必要性は、金融関連の政府機関の関心事項でもある。DPOA の作成は一つの方法であり、消費者金融保護局 (CFPB)、証券取引委員会 (SEC)、金融業規制機構 (FINRA) といった公的主体が、DPOA の利点と留意点を分かりやすくまとめて、ウェブサイトで発信している (図表 5)。

また、2021 年 6 月には、ミネソタ大学と AARP が「事前準備ロードマップ (Thinking Ahead Roadmap)」というウェブサイトをローンチした<sup>16</sup>。金銭面の意思決定の困難は、認知症の診断が下るよりもずっと前から顕在化しうるという問題意識の下、そのような場合に誰に資産管理を託すか事前に決定するのを、ステップごとに導くロードマップを提供しており、その中に DPOA も含まれている (図表 6)。ウェブサイトには、UPOAA の法定書式がサンプルとして掲載されている。

なお、上記ロードマップは、年金数理人会 (Society of Actuaries) がスポンサーとなり、ミネソタ大学とスタンフォード大学の学術研究者が 2019 年に実施した研究がベースになっている。同研究では、金融、法律、医療の専門家に対するインタビューと、高齢者本人及びインフォーマルな介護等の支援提供者へのインタビューを実施し、遺言の作成や代理人の選定等が実施されない要因として、①必要性に対する拒絶反応、②知識不足、③金融面のプライバシー重視、④複雑な家族関係、⑤友人や家族からの反対、⑥地理的な距離・多忙な日常生活、⑦支援の担い手が不在、⑧貧困と近視眼、を指摘した<sup>17</sup>。

<sup>14</sup> National Council on Aging ウェブサイトに掲載の Joe Kellman, “What Is a Power of Attorney (POA) 2023?” を参照した。例えば、オンライン法務サービス業者の LegalZoom では 35~45 ドルで DPOA を作成可能である旨が紹介されている。

<<https://www.ncoa.org/adviser/estate-planning/power-of-attorney/>>

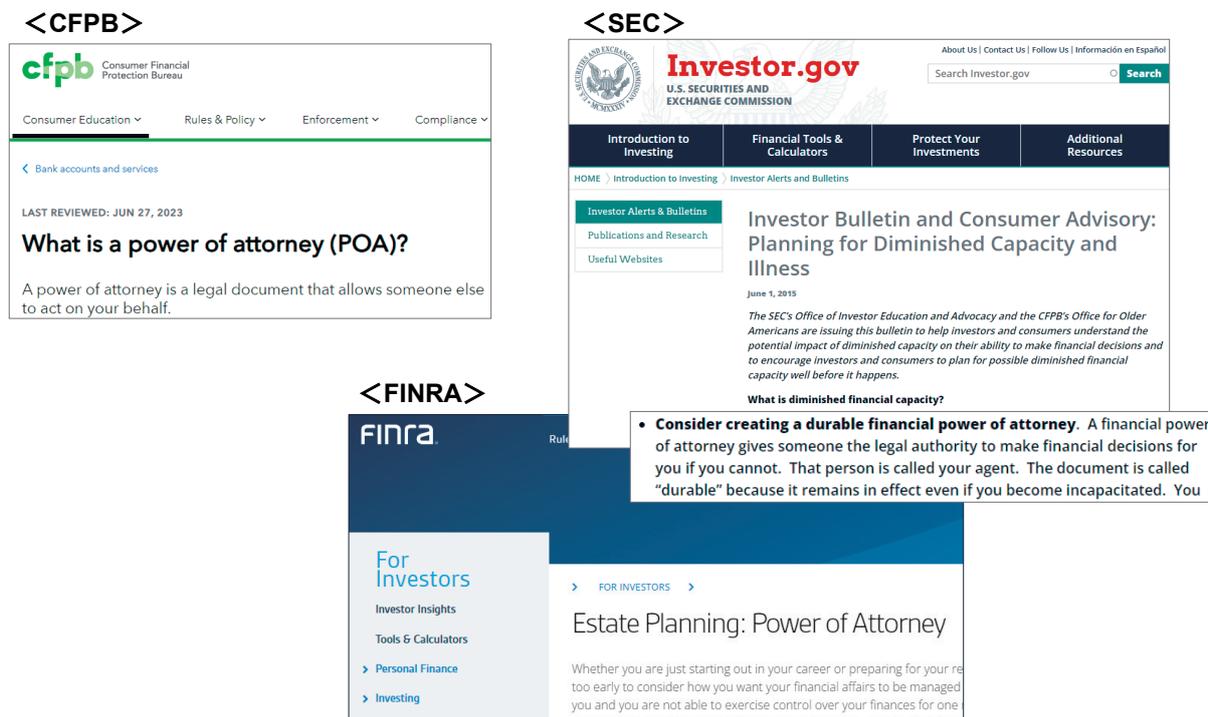
<sup>15</sup> PandaDoc Notary ウェブサイトに掲載の “Notary costs by states 2023: How much does a notary cost?” より。

<<https://notary.pandadoc.com/knowledge-center/notary-costs/>>

<sup>16</sup> <<https://thinkingaheadroadmap.org/>>。AARP は 50 歳以上が加入可能な非営利組織。旧称はアメリカ退職者協会。

<sup>17</sup> Marguerite DeLiema, Steven Vernon, Naomi Karp and Mingyang Zheng, “Thinking Ahead: Informing the Design of a Roadmap for Keeping Your Money Safe as You Age,” October 2020.

図表 5 CFPB、SEC、FINRA のウェブサイトを通じた発信



(出所) CFPB、SEC、FINRA のウェブサイトより転載

図表 6 事前準備ロードマップ (Thinking Ahead Roadmap) の提示する 6 つのステップ

1. 資産管理支援者を選ぶ	将来、自分自身で資産管理ができなくなった際に、信頼して代わりに任せたいと考える人物。最も重要な要素は「信頼」
2. 状況を整理する	金融関連の情報を整理し簡素化する。すぐに支援者に伝えないまでも、金融面の管理表を作っておくことは、自身の収入源、貯蓄、投資、負債、支出等の把握に有用
3. オープンな会話を始める	金融面の情報を一元化した上で、支援者とオープンな会話を始める。これが最も困難なステップとなる可能性もある
4. 会話を継続する	支援者から初期的な同意を得たら、会話を継続するのが重要。次のステップは、より詳細に、金融面、法律面の情報を共有すること。金融面の管理表を共有する機会でもある
5. 公式なものにする	支援者に金融資産を管理してもらうには、法的な権限付与が必要。健常なうちに、公式な手続きを行っておく必要がある。一般に、最も直接的で完全なのは、金融面の DPOA を作成すること
6. 責任の移転を計画する	支援者に権限と責任を移転するタイミングと方法は様々で、正解は存在しない。支援の必要性を示す兆候に注意し、移転を実行に移す

(出所) Marti DeLiema, Steve Vernon, and Naomi Karp, “Thinking Ahead Roadmap: A Guide for Keeping your Money Safe as You Age”より野村資本市場研究所作成

### 3. DPOA の不正事案

DPOA は、代理人に対し対象資産の管理に関する幅広い権限を付与するものであり、受託者責任規定や裁判所による法的救済の規定はあるものの、現実問題として代理人の権限濫用等による不正も発生している。一例として、遺産や信託が専門の弁護士によるコメントをまとめた *Barron's Online* の記事では、以下のような事態が紹介されていた<sup>18</sup>。

- シカゴの遺産や信託関連訴訟が専門の弁護士であるケリー・ペック氏によると、年間6件程度のDPOA関連不正の事案を扱う。例えば、70代の男性が心臓発作後、40代女性のセラピストのサービスを受けることとなり、同セラピストを代理人に指名。当該代理人は男性の資金で、車の購入費や別荘の手付金を賄うなどして約50万ドルを搾取した。親戚が弁護士に相談し、最終的には裁判所が成年後見人を選任したが、搾取された資金のごく一部しか回収できなかった。
- ペンシルバニア州ハンチントン・バレーの遺産専門弁護士であるケン・ラッセル氏が扱った事案では、87歳の女性が180万ドルの資産を相続し、代理人に娘を指名。16ヶ月後には10万ドル超しか口座に残っていなかった。弁護士が裁判所に開示を請求、娘が自分の口座に資金移転していたことが判明した。80万ドルの返還で和解したが残りは戻らず、母親はさらなる法的措置を望まなかった。この経験を踏まえ、ラッセル氏はDPOAを作成する際、他の兄弟姉妹や相続人に対し四半期または年次で報告する義務を盛り込むことにしている。

過去数年間にマスメディアに報じられたDPOA関連の不正事案を概観すると、介護・看護や金融サービス、法律等の専門職による不正、家族や近親者による不正などが見られた(図表7)。

図表7 代理人による不正事案のイメージ

専門職による不正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師による不正</li> <li>・ 介護サービス提供者による詐欺</li> <li>・ 保険外交員が顧客から横領</li> <li>・ 証券会社、投資顧問会社の職員による詐欺</li> <li>・ 弁護士による詐欺</li> </ul>
家族・近親者、友人等の不正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 娘が父親から詐欺</li> <li>・ 息子が父親の資金を流用</li> <li>・ 孫娘が祖母から詐欺</li> <li>・ 近隣者が巧妙に取り入り詐欺</li> <li>・ 90代の大叔母から金融資産を詐欺</li> <li>・ 夫婦で高齢の家族から詐欺</li> </ul>

(注) Dow Jones Factiva 上の英文記事検索より把握した不正事案の報道に基づく。期間は2017年1月1日から2023年9月8日。

(出所) 野村資本市場研究所作成

<sup>18</sup> Neal Templin, "Power-of-Attorney Abuse Can Drain Your Retirement Savings. Choose One Wisely," *Barron's Online*, November 15, 2020.

代理人の不正の中には高齢者虐待として刑事告発に至るものも含まれ、この制度の負の側面をのぞかせている。その一方で、前述の通り公的機関が情報発信していることに象徴されるように、DPOAの有用性に対する支持は保たれているものと思われる。

## V 日本への示唆

以上を小括すると、米国ではDPOAが、認知判断能力低下後も本人の意思を尊重しつつ、代理人が資産管理を行う手段の一つとして利用されている。統一州法であるUPOAAは、本人、代理人、取引相手となる第三者等が現実に直面する問題を念頭に制定されている。これに対し、日本の任意代理権は、本人の能力喪失後に持続する旨が必ずしも確立されておらず、日本なりのDPOAの制度整備について議論すべき時期が来ていると言える。その際、UPOAAの規定と背後にある考え方は参考になるものと思われる<sup>19</sup>。

以下では、代理人の受託者責任、不正の察知、金融機関によるDPOA受け入れ、公的な書式（雛形）の有用性、本人の意思尊重と保護とのバランスについて論点を整理する<sup>20</sup>。

### 1. 代理人の受託者責任

本人の認知判断能力喪失後も、代理人が本人に代わり資産管理を行うという仕組みが適切に機能するためには、代理人の受託者責任が全うされることが極めて重要となる。UPOAAでは、代理人が負う責任の内容と範囲を示した上で、違反の場合の賠償責任、民事・刑事の制裁の可能性なども明記されている。受託者責任違反の場合に何が起きるのかを規定しない限り、義務づけの実効性は乏しく、その点に対応していると言える。

他方、厳正な忠実義務を求め利益相反の排除を徹底すると、家族による代理が実質不可能になる恐れがあるのも事実である。UPOAAでは、本人のみの利益ではなく最善の利益の義務づけとすることで、現実的な対応を可能にしている。換言すると、利益相反の可能性を理由に、家族ではなく専門職による代理が望ましいといった考え方は採られていない。

<sup>19</sup> 三輪壮一「米国の『持続的委任状』について」では、「日本で『持続的委任状』が幅広く利用されるためには、米国の事例を参考にしながら、①法定書式や免責事項などの法的整備を進めて、金融機関等が受け入れ易いようにすること、②代理人による財産の乱用を防ぐ手立てを整えること（複数の代理人の指定や監督者<monitor>の指定等）、などの対応が必要となるだろう。」と指摘されている。MUFG 相続研究所ウェブサイト掲載論文。

<[https://www.tr.mufg.jp/souzoku-ken/pdf/ronbun\\_report\\_09.pdf](https://www.tr.mufg.jp/souzoku-ken/pdf/ronbun_report_09.pdf)>

<sup>20</sup> 日米の代理権に関する法律的な分析は、前掲脚注 8 の樋口・佐久間（2014）、前掲脚注 10 の樋口（2017）において詳細に行われている。

## 2. 不正の察知

受託者責任と罰則規定の存在による抑止だけでは、代理人の権限濫用や本人への金融虐待の防止策として不十分ではないかという懸念もあり得る。日本の任意後見監督人のように、代理人に対する公的な監督を義務づけるのは一つの方法だが、米国では採用されていない<sup>21</sup>。

UPOAA では、本人の福利に十分な関心を有する者であれば裁判所に調査・救済を請求できるとされている。代理人以外の受託者（いれば）や、本人の福利保護の権限を有する政府機関などが、代理人の取引に関する開示請求を行うこともできる。周囲の監視に委ねていると理解できる。

## 3. 金融機関による DPOA の受け入れ

金融機関としては、DPOA を受け入れて対応した取引が後付けで問題視され、不注意の責任を問われたり、家族間の争いに巻き込まれたりするような事態は避けたい。仮に任意代理権が持続的であることが確立されたとしても、代理人との取引に金融機関が安心して対応できるようにしない限り、金融機関が DPOA を受け入れないと判断する可能性もある。それでは DPOA の利便性は発揮されず普及も覚束ない。

UPOAA は、確認済 DPOA であることを条件に、金融機関等の第三者が DPOA の内容や有効性を信じて行った取引についての保護規定を設けて、金融機関等の懸念払拭に努めている。第三者が、代理人の認証（虚偽を述べれば偽証罪に問われうる）を求めることも可能とされる。どのような場合に DPOA の受け入れ拒否が可能かも示されている。その上で、第三者に DPOA を受け入れることを求め、受け入れ期限の具体的な日数も定めている。これらの UPOAA の規定は一定の参考になるものと思われる。

## 4. 公的な書式（雛形）の有用性

公的な書式の存在は、DPOA の普及促進の観点から有用と思われる。用語の定義や権利・義務関係が法定書式の内容に統一されるので、解釈の齟齬などが回避され、均一性・安定性が確保される。金融機関等にとっての事務効率向上も期待できるものと思われる。

UPOAA の法定書式は、弁護士だけでなく一般の人々による使用が想定されており、平易な言葉で簡潔に書かれている。法律顧問を雇うような一部の個人に留まらず、幅広い利用を想定する際の重要なポイントと言える。

<sup>21</sup> 八谷博喜「日本における持続的代理権の課題（比較法的見地から）」は、「アメリカでは、持続的代理権に裁判所の監督機能がないため、金融機関は代理人との取引について極めて慎重といわれている」と指摘し、公的な監督の重要性を示唆している（『高齢社会における任意後見・任意代理・信託の活用について』トラスト未来フォーラム研究叢書 No. 88、2021年7月）。

## 5. 本人の意思尊重と保護とのバランス

代理人は本人の意思に基づき行動するのが前提であり、不正の未然防止のためだとしても、代理人の行動を厳しく制約することは、本人の意思決定を尊重する考え方と相矛盾する可能性をはらむ。UPOAA では、本人の意思決定に重きを置きつつ、認知判断能力低下後の本人の保護とのバランスが模索されている。

日本では現在、認知判断能力低下後の取引については、本人の保護が最重視されていると理解できるが、果たして適切なバランスが保たれているのか、改めて問い直す必要もあろう。本人と家族の幸福（ウェルビーイング）のために金融資産の有効活用の途を拓くことは、長寿化の進む日本社会において、極めて意義深い取り組みと言える。